



○ 【ご挨拶】平成28年度がスタートしました。年度初めは気持ちがあたたまる感じがします。ところで、仕事柄、会社が加入する社会保険（健康保険、厚生年金）は、どのタイミングで社会保険料が変わるの？というご質問をいただくことが多いです。そのため、今月は「**社会保険料が変わるタイミング**」についてご案内いたします。



- 【1】 毎年7月に4月～6月の給与を届け出たとき→保険料控除額は10月支払の給与から変更  
会社が社会保険に加入している場合、毎年、加入者全員について、4月から6月の3か月の間に支払われた給与を7月に年金事務所に届け出ます。あらたな保険料はその年の10月支払いの給与から控除します。また、会社があらたな保険料を年金事務所に支払うのは10月末からです。
- 【2】 基本給等に大きな変動があった場合 → 変動後5ヶ月目の給与より新たな保険料を控除  
前出の【1】以外に、昇給等により、基本給や諸手当などの固定給の額が変わった場合、変動後に3か月の給与の平均額を算出し、社会保険の等級表で2等級以上変動があった場合に届け出します。変動後4か月目に届け出を行い、5ヶ月目よりあらたな保険料を給与から控除します。
- 【3】 定年再雇用で、給与が減額となった場合 → 届け出により新たな保険料を控除できます  
定年再雇用により、再雇用後の給与が減額となった場合、再雇用後の給与見込み額を届け出ることにより、新たな保険料をすぐに給与に反映できます（再雇用日の翌月からあらたな保険料を控除できます）。ご本人、会社とも社会保険料が減額されるためお手続きをおすすめします。
- 【4】 産休や育児休業で、給与が減額となった場合（時短勤務、残業免除等で結果として総支給額が減額となった場合等を想定しています） → 届け出により新たな保険料を控除できます  
産休や育児休業から復帰しても、子の養育のため従前より勤務時間が短くなり、結果として総支給額が減ってしまうことがあります。そのような方への救済措置として、職場復帰後3か月の給与を届け出ること、減ってしまった給与に相当する保険料に変更できます。

その他、産休、育児休業中については、会社・本人の保険料を払わないことができます（免除制度）。また、子どもが3歳になるまでは、もし、給与の等級が下がっても、年金をもらう年齢になったときに、下がる前の等級で年金を計算してくれる特例もあります（年金を計算するときは、在職中の給与額も加味されます。この制度は、男女とも対象です）。

なお、いずれも届け出が必要です。せっかく、加入している社会保険。ご本人のためにも、会社のためにも、積極的に活用していきませんか。



### ～ちょこっとお知らせ～

会社が社会保険に加入し、かつ、職員の方が被保険者の場合には、配偶者やお子さんを健康保険や厚生年金の扶養に入れることができます。その手続きのための社内の連絡用の書式を作成し、裏面に記載しました。よろしかったらお使いください。

（※ 加入先の健康保険組合によって、連絡内容や添付書類が異なる場合がございます。ご了承ください）

会社名： \_\_\_\_\_ **健康保険等 被扶養者連絡票（加入用）**

家族を健康保険・厚生年金の被扶養者とする場合は、下記をご記入下さい。

◎ ファックスにて連絡する場合は、こちらまで



**担当部署：** \_\_\_\_\_

**担当者名：** \_\_\_\_\_

**<FAX 番号** \_\_\_\_\_

**>**

1 被保険者名 \_\_\_\_\_

2 被扶養者について（被扶養者各人についてご記入ください）

① 被扶養者氏名	② 生年月日	③ 性別	④ 続柄 (長男・次女等)	⑤ 職業・学校名・ 学年 (高校〇年等)
フリガナ	. .	男・女		
氏名				
⑥ 収入 (年収見込額)		⑦ 扶養に入る理由		
. 無し . 有り → 年間約 円		. 被保険者が入社 . 結婚 . 出生 . 退職 . その他 ( )		

① 被扶養者氏名	② 生年月日	③ 性別	④ 続柄 (長男・次女等)	⑤ 職業・学校名・ 学年 (高校〇年等)
フリガナ	. .	男・女		
氏名				
⑥ 収入 (年収見込額)		⑦ 扶養に入る理由		
. 無し . 有り → 年収約 円		. 被保険者が入社 . 結婚 . 出生 . 退職 . その他 ( )		

① 被扶養者氏名	② 生年月日	③ 性別	④ 続柄 (長男・次女等)	⑤ 職業・学校名・ 学年 (高校〇年等)
フリガナ	. .	男・女		
氏名				
⑥ 収入 (年収見込額)		⑦ 扶養に入る理由		
. 無し . 有り → 年間約 円		. 被保険者が入社 . 結婚 . 出生 . 退職 . その他 ( )		

3 上記の被扶養者のうち、別居の場合は、その住所をご記入ください。

別居の被扶養者名	別居先の住所を記入してください 〒      -
----------	-----------------------------

4 被扶養者が下記の場合は、必要書類のコピーを FAX してください

- ① 配偶者→**年金手帳** ②大学生、短大、専門学校生→学生証 ③年金受給者→年金支払通知書
- ④ 無職無収入の人（学生以外）→扶養親族申告書（非課税証明書・課税証明書・無職申立書等が必要な場合あり）

※ 上記外の書類が必要となることがあります。その場合は別途ご連絡致します。